

令和 7年 2月 18日

ルネサス健康保険組合
理事長 橋本 敏幸令和7年度任意継続被保険者、特例退職被保険者の標準報酬月額について

題記の件、健康保険法第47条第2項の規定による令和7年度の任意継続被保険者の上限標準報酬月額は下記のとおりとなります。また、令和7年度の特例退職被保険者の標準報酬月額について、令和7年2月開催の組合会において以下の通り承認されましたので、併せて組合規約第45条の規定により公告いたします。

記

1. 任意継続被保険者

1.1 上限標準報酬月額

..... 410,000円

1.2 適用期間

..... 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

2. 特例退職被保険者

2.1 標準報酬月額

..... 320,000円

2.2 適用期間

..... 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

以 上